

湖山池環境モニタリング委員会規約

(趣旨)

第1条 本規約は、湖山池環境モニタリング委員会（以下「委員会」という。）の設置に関し、必要な事項を定めるものである。

(目的)

第2条 本委員会は、高塩分化移行後における湖山池の水質や周辺の各種動植物群（以下「水環境全般」という。）の変化等に関し、必要なモニタリング手法の検討、モニタリング結果の評価、必要に応じて顕在化した課題への対応方法に対して意見及び助言を与えることを目的とする。

(所掌事務)

第3条 本委員会は、鳥取県附属機関条例（平成25年鳥取県条例第53号）別表第1で定める事項を調査審議するものとし、その具体的な所掌事務は次のとおりとする。

ア 水環境全般に係るモニタリング手法に関する意見及び助言

イ 得られたモニタリング結果に対する評価に関する意見及び助言

ウ 顕在化した課題への対応方法に関する意見及び助言

(組織等)

第4条 委員会は、知事が任命した者をもって組織する。

2 委員会には、会長1名を置く。会長は委員間の互選によってこれを定める。

(議事等)

第5条 委員会は、会長の招集により必要に応じて開催するものとする。

2 委員会は、必要と認めたときは、別途専門的な知識を有する者に意見を聴くことができる。

(事務局)

第6条 鳥取県生活環境部自然共生社会局水環境保全課又は鳥取市市民生活部環境局環境保全課におく。

(雑則)

第7条 本規約に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会に諮って定める。

附 則

この規約は、平成24年9月18日から施行する。

この規約は、平成25年10月11日から施行する。

この規約は、平成30年7月18日から施行する。

この規約は、令和元年7月8日から施行する。

この規約は、令和2年7月9日から施行する。

この規約は、令和3年5月11日から施行する。

この規約は、令和5年11月21日から施行する。